

(仮称)吉川市子ども・子育て支援事業計画骨子 (案)

1 計画の概要

(1) 計画の位置づけと期間

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に定める本市における市町村計画です。そして、本市における最上位計画である「第5次吉川市総合振興計画」(平成24年3月策定)の将来都市像である「人とまちが輝く 快適都市 よしかわ」を具体的に実現する計画として位置づけます。また、計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

(2) 計画の対象

計画の対象は、妊娠中及び産後から乳幼児期・学童期を経て青少年に至るまでの、概ね18歳までの児童及びその家庭とします。

(3) 本市における他計画との関係

この計画は、本市における次に掲げる計画とも整合性を図りながら策定をします。

- ア 第5次吉川市総合振興計画
- イ 吉川市地域福祉計画
- ウ 第3次吉川市障がい者計画
- エ 第2次吉川市健康増進計画
- オ 吉川市食育推進計画

2 市の子ども・子育てを取り巻く環境

(1) 吉川市の人口推移

第5次吉川市総合振興計画策定時に用いた人口推計をベースとします。

(2) 吉川市の児童人口の推移及び吉川市の就学前、就学時の人口推移

第5次吉川市総合振興計画策定時に用いた人口推計をベースとします。

(3) 吉川市の周産期死亡率等

埼玉県の集計データをベースとします。

3 計画の基本理念と基本的な方向性

(1) 急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化、地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、子育てに対する不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できるまちづくりをめざします。

(2) 子育てを親が主体的に行えるよう、まち全体で子育てを応援し、住みなれた地域で安心して子どもを産み育てることのできる総合的な支援体制の充実をめざします。

(3) 家庭環境や雇用形態の多様化などを踏まえ、家庭と地域や学校等が相互に協力し、まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整え、すべての子どもが愛され信頼される

ことを通じて、次世代を担う子どもたちが、心身共にたくましく生きる力と豊かな人間関係を培うことができるよう、地域と共に育むまちづくりをめざします。

4 施策の展開

(1) 区域の設定

当計画の区域の設定は、原則として中学校区とします。なお、この区域の設定については、それぞれの区域において教育・保育、子育て支援事業の需給ができていくかどうかを計画の中で客観的に見ていくための指標であり、その区域を超えた通園、通所等について制限を加えるものではありません。

(2) 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み及び提供体制の確保の内容及びその実施時期

ア 幼児期の学校教育

イ 保育

ウ 地域型保育給付（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）

エ 地域子育て支援拠点事業

オ 一時預かり

カ 延長保育事業

キ 病児・病後児保育事業

ク 放課後児童健全育成事業

ケ 子育て短期支援事業

コ 乳児家庭全戸訪問

サ ファミリー・サポート・センター事業

シ 妊婦健診

(3) その他の地域子ども・子育て支援事業の内容

ア 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

イ 児童虐待防止対策事業

児童虐待を防止するため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク間の連携強化（要保護児童対策地域協議会）を図る取り組みを実施する事業

(4) 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策（幼児期の学校教育・保育、家庭における養育支援の充実方策を含む。）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の趣旨及び先に実施したニーズ調査における結果を踏まえ、認定こども園の設置及び移行についてこれを促進していきます。

また、幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）については、「保幼小連絡協議会」をベースとして、情報交換や関係職員
の力量をより一層向上させスムーズな就学が可能になることをめざします。

(5) 産後休業・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策

0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して、育児休業の取得を
ためらったり、途中で切り上げたりすることがないように、休業期間満了時（原則1歳
到達時）からの利用を希望する保護者に対して、きめ細かい情報提供などを行うとと
もに、1歳児や2歳児の低年齢児の待機児童を解消するための施設の整備等を促進し
ます。

(6) 県が行う事業との連携方策

ア 障がい児など特別な支援を必要とする子どもの連携施策の充実に努めます。

イ ひとり親家庭の自立支援を推進するため母子・父子貸付などの支援策の連携に努
めます。

ウ 児童虐待を防止対策するため児童相談所など関係機関との連携をより密にして、
その防止に努めます。

(7) 職業生活と家庭生活との両立

埼玉県や地域の企業、地域団体等と連携を取りながら、まちの実情に即した施策を
展開していきます。

(8) その他市独自の子ども・子育て支援に関する取組み

ア ひとり親家庭に対する支援

母子自立支援員を中心として生活上や経済面に対する相談、また就業に向けての
支援などひとり親家庭に対する支援策の充実に図ります。

イ 子どもの養育に対する支援

家庭児童相談員を中心として家庭生活における相談の充実に図ります。

ウ 孤立しがちな親に対する支援

地域になじめないなど、孤立しがちな親を対象として家庭訪問型育児支援の充実に
図ります。

エ 経済的な支援

子ども医療費制度により、子育て世帯の負担軽減を図ります。

オ 障がい児や発達障害を抱えた子どもに対する支援

こども発達センターを中心として、施設機能の充実に図り、子どもの障がいに対
して幅広い支援を実施します。

5 計画の推進のために

当計画推進のために必要となる資源等について必要な方策を記載します。